

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 1 月 6 日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第 1 号

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則（昭和33年佐賀県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後					
別表第 1（第 2 条、第 3 条関係）				別表第 1（第 2 条、第 3 条関係）					
組織		職		組織		職			
知事	本庁	共通	略	知事	本庁	共通	略		
		政策部	略			肥前さが 幕末維新 博事務局	事務局長 事務局次長 推進監	1種 2種 3種	
		健康福祉部	略			政策部	略		
		産業労働部	有田焼創業400年事業推進 監			3種	健康福祉部	略	
		農林水産部	略			農林水産部	略		
	略		略						
略				略					
略				略					

附 則

この規則は、平成29年 1 月10日から施行する。